

平成21年5月13日

各 位

会 社 名 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥 田 陽 一
(コード番号 4739 東証第1部)
問合せ先 経営企画室長 城 田 勝 行
(TEL 03-6203-5000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月18日開催予定の当社第30期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、以下のとおり変更するものであります。
- ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)及び第10条(単元未満株券の不発行)を削除するものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条の定めにより、「株券の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。
 - ③ 株式取扱規則において、株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするため、現行定款第13条を変更するものであります。
 - ④ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 上記(1)の変更にあわせて、条数の繰り上げ等所要の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年6月18日(予定)
定款の効力発生日	平成21年6月18日(予定)

以 上

(別紙)

変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>第8条</u> ～ (条 文 省 略)</p> <p><u>第9条</u></p> <p>(单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第10条</u> <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第11条</u> <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (条 文 省 略)</p> <p>(4)</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第12条</u> (条 文 省 略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第14条</u> (条 文 省 略)</p> <p>② (条 文 省 略)</p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第15条</u> ～ (条 文 省 略)</p> <p><u>第35条</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第7条</u> ～ (現 行 通 り)</p> <p><u>第8条</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (現 行 通 り)</p> <p>(4)</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第10条</u> (現 行 通 り)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利の行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> (現 行 通 り)</p> <p>② (現 行 通 り)</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第13条</u> ～ (現 行 通 り)</p> <p><u>第33条</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第 36 条</u> 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に<u>記載又は記録</u>された株主若しくは登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 37 条</u> 取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に<u>記載又は記録</u>された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第 38 条</u> (条 文 省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第 34 条</u> 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 35 条</u> 取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第 36 条</u> (現 行 通 り)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削除する。</p>

以 上